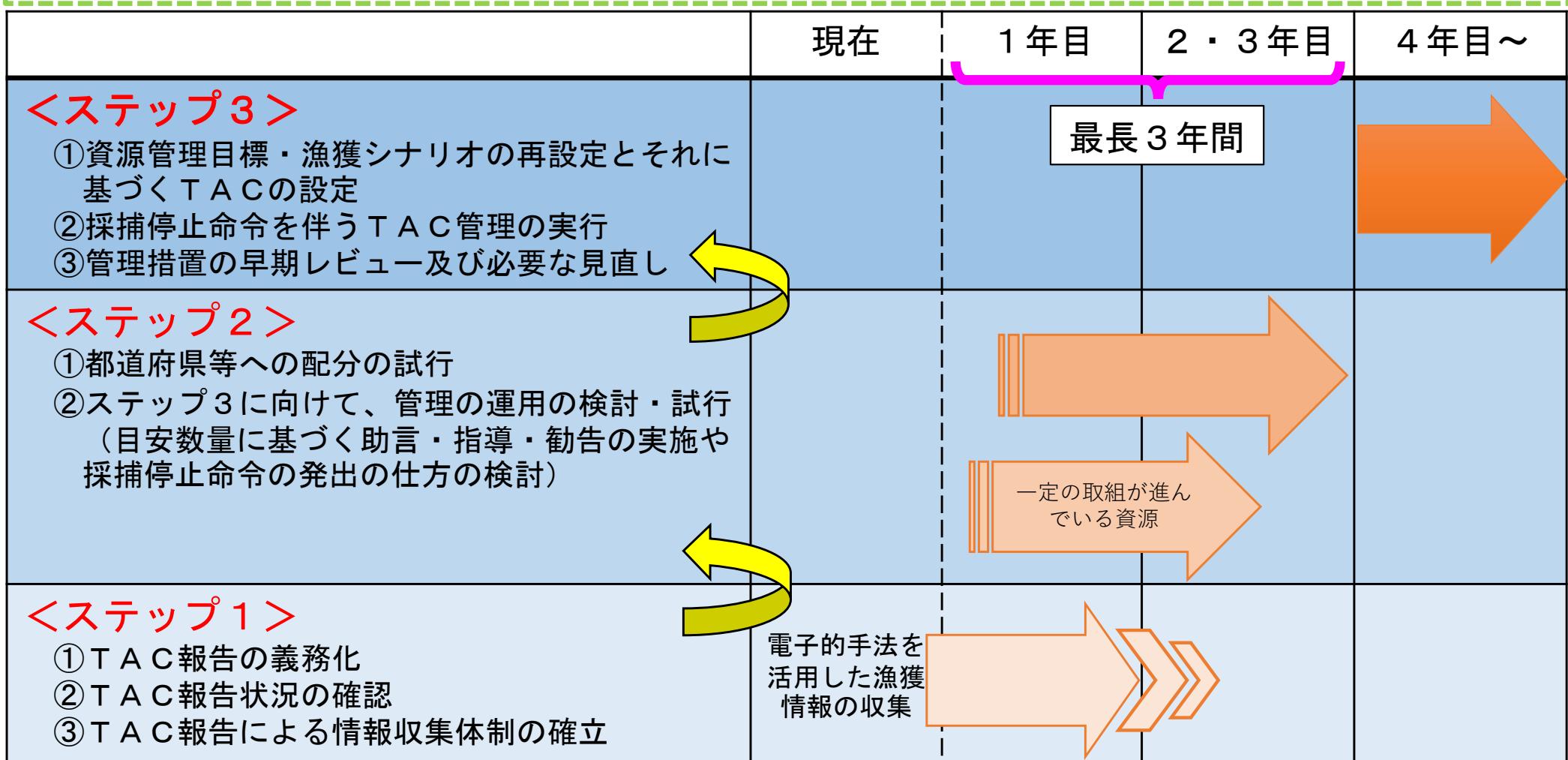


TAC管理のステップアップの考え方及びスケジュール（資料7）

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確に規定した上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、段階的に改良していく「TAC管理のステップアップ」を導入。
- 「TAC管理のステップアップ」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実にスケジュールどおり実施する。
- 具体的には以下の3つのステップに分けて進め、ステップ2までで基本的な調整を終了（最長3年間を想定）。



TAC管理のステップアップの具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項に基づく目標 暫定的な目標（PGY）も併記。 	・左に同じ	<ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 	・左に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオ
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 	・左に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 各大臣管理区分及び都道府県には、配分量を「〇〇トン（注：TAC数量）の内数」とし、実質的に国一括の管理とする。 各管理区分で具体的に管理を行うための目安となる数量も示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 各管理区分への配分の試行を行う（自主的な資源管理の取組内容に応じた配分ルール等に基づく各管理区分の配分調整等を含む）。 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、各管理区分へ配分を行う（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする。）。
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第31条に基づく「漁獲量等の公表」や、法第32条に基づく「助言・指導・勧告」を行う。※ 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ1の結果を踏まえ、「助言・指導・勧告」の内容を更新。※ 「採捕停止命令」の発出の仕方の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を行うこととする。
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、内容等を整理し、その効果を検証する。 	・左に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果を踏まえ、配分ルール等の管理の工夫に反映させる。

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、より強力な対応を行う可能性は排除しない。